

ガイドラインの運用状況について(12年6月～12年8月)

2012年8月29日
スカパーJSAT(株)

Ⅱ-1-1(1) 役務と提供条件の透明性

- ・ 「徴収した手数料等の使途概要」についての説明を、2012年6月1日の「経営者連絡会」で実施しました(「別紙1」1ページ参照)。

Ⅱ-1-1(2) 広告宣伝・販売促進の考え方

- ・ 「普及促進業務に関わる計画の事前説明・実施結果の報告及び衛星放送事業者の意見表明のための会議」を、2012年6月1日に「経営者連絡会」として実施しました。(「別紙1」1ページ参照)
- ・ 普及促進業務に係る意見交換の場である「普及促進委員会」は、6月21日(WG)、6月26日(親会)、7月24日(WG)、7月26日(親会)、8月22日(WG)8月23日(親会)、に開催されております。
- ・ 各種施策等についての詳細のご説明は、6月19日、7月13日、7月27日、8月24日の「事業者連絡会」でも行っております。(「別紙1」3～6ページ参照)

Ⅱ-1-1(3) マーケティングデータの有効活用

- ・ 特記事項はありませんが、適正に運用しております。

Ⅱ-1-1(4) 衛星放送事業者への役務提供開始手続き

- ・ 期間内に、スカパー!e2サービスにおいて、(株)スーパーネットワーク(スーパードラマTVHD、7月/ハリウッドムービーズから放送事業者変更)、(株)ファミリー劇場(ファミリー劇場HD、7月/シー・ティ・ビー・エスから放送事業者変更)、東映衛星放送(株)(東映チャンネル、8月/シーエス映画放送から放送事業者変更)の3社の役務提供開始がありましたが、適正に運用しております。

Ⅱ-1-1(5) 役務提供停止及び契約解除に係る手続き

- ・ 期間内に2チャンネル(アダルトHDレッド、アダルトHDブルー)ともに8月31日閉局が閉局となりましたが、送信料未払いにより役務提供停止及び契約解除に至った案件は発生しておりません。

Ⅱ-2-1(1) 当社と資本関係にある衛星事業者・衛星放送事業者との関係における公正性

- ・ ガイドラインを逸脱した公正性に欠ける事案は見受けられないと考えます。

Ⅱ－２－（２） パック・セット組成への関与

- ・ 特記事項はありませんが、適正に運用しております。

Ⅱ－２－（３） プラットフォーム事業者に係るソフト事業の透明性

- ・ 自らが放送、または放送事業者に供給するコンテンツの提供などについては、ガイドラインに則り、サービス全体の普及促進と顧客維持（解約防止）を目的として行っております。また 2012 年 6 月 1 日の「経営者連絡会」においては、その関連収入と費用の概要、また選定方針に基づいた施策の実施結果につき報告いたしました。（「別紙 1」1 ページ参照）

Ⅱ－２－（４） その他衛星放送事業者の意思に反して行う行為及び手続き（に関する適正運用）

- ・ 期間内に「チャンネル名、パック・セット名、ロゴ、視聴料変更又は放送内容の大幅な変更」「番組提供の停止・番組終了」のうち、チャンネル名変更・視聴料変更・番組提供の停止が行なわれましたが（詳細については「別紙 2」参照）、ガイドラインに則り適正に運用しております。

Ⅱ－３－（１） 社内委員会の設置による適正性の確保

- ・ 本ガイドラインの運用が適正に行われているかをチェックするための「社内委員会」を、2012 年 6 月 18 日、7 月 23 日、及び 8 月 20 日に開催いたしました（「別紙 3」参照）。

その他

- ・ 2012 年 4 月 27 日の臨時経営者連絡会におきまして、「スカパー！の明日を創る改革戦略」と題し説明した戦略転換（前回本委員会で報告済み）のうち、110 度サービスの業務手数料の改定方針について、7 月 6 日の臨時 e2 経営者連絡会において具体的な内容（2013 年度 4 月以降の新規加入者の業務手数料について、現行より 5%アップの 30%としたいこと）を提案しました。併せて今後、e2 サービスに於いて必要と考えられる各種施策とそれに掛かるコストを明示し、そのために必要な業務手数料率について説明させて頂きました。

以上